

## 非上場株式の評価の見直し—有識者会議の動向と実務上の留意点

May 2026

### In brief

2026年4月、国税庁は、取引相場のない株式（以下、「非上場株式」）の相続税評価について、現行制度の在り方を検討するため、有識者会議を立ち上げました。背景には、会計検査院が、評価方式ごとの評価額の乖離や配当還元方式の還元率と近年の金利水準との関係などを指摘し、制度の適正化に向けた検討の必要性を示したことがあります。

現行の財産評価基本通達（以下、「評価通達」）有識者会議では、評価方式間の乖離、評価額の恣意的な圧縮につながり得る手法への対応、企業評価実務や学術研究の進展、第三者承継・M&Aの増加といった観点から、非上場株式評価の見直しの方向性が議論されています。本ニュースレターでは、これまでに公表された会議資料等を踏まえ、現時点で整理されている主な論点と今後の実務上の留意点を概観します。

### In detail

#### 1. 評価見直しの背景

相続税・贈与税の課税において、財産は原則として取得時の時価により評価することとされています（相続税法第22条）。この「時価」は「客観的な交換価値」（すなわち、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額）をいうものとされていますが、非上場株式については、上場株式のように日々形成される市場価格がないため、一定の評価ルールに基づく算定が必要となります。こうした性質から、相続税・贈与税の申告実務では、評価通達に定められた評価方法が広く用いられてきました。

現行の評価通達では、株式を取得する株主の立場や評価会社の規模等に応じて評価方法が区分されています。同族株主等が取得する株式については、類似業種比準方式や純資産価額方式を中心とする原則的評価方式が用いられる一方、会社支配への影響が限定的な少数株主等が取得する株式については、配当還元方式による特例的評価が用いられます。もっとも、これらの評価方式の間では算定結果に大きな乖離が生じる場合があります。とりわけ類似業種比準価額が純資産価額を大きく下回るケースは実務上少なくありません。

評価通達に基づく画一的な評価は、実務上の予測可能性を確保する役割を果たしている一方、通達による評価が個別の財産の実態を十分に反映しない場合もあります。このような場合、いわゆる「総則6項」<sup>1</sup>により、評価

<sup>1</sup> 総則6項は、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と規定されています。

通達に定める方法によらない評価の可否が争点となることがあります。近年は、評価通達によらない評価の適否が争われた令和4年最高裁判決(最判2022(令和4)年4月19日)を契機として、総則6項の適用をめぐる議論が一層注目されています。国税庁資料においても、非上場株式に対する総則6項の適用事例が近年増加していることや、納税者の予測可能性や課税実務の安定性をいかに確保するかの問題意識が示されています。

こうした状況のもと、会計検査院は2024年11月、非上場株式の相続税評価に関する検査結果を公表しました<sup>2</sup>(過去のニュースレターも参照)<sup>3</sup>。同検査では、類似業種比準価額の中央値が純資産価額の中央値のおおむね4分の1程度にとどまっていることや、配当金額を計上しないことにより、実質的に2つの比準要素のみで類似業種比準価額を算定できる場合があることなどが指摘されています。また、配当還元方式についても、還元率が1964年の通達制定当初から見直されておらず、近年の金利水準との関係で相対的に高い率となっているおそれがあることが課題として挙げられています。

会計検査院は、これらの検査結果を踏まえ、異なる規模区分の評価会社が発行した非上場株式を取得した者の間での評価の公平性や、社会経済の変化を考慮し、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行うことが肝要であると所見を述べていました。

## 2. 有識者会議の発足

こうした状況を踏まえ、国税庁は、非上場株式の相続税評価について、相続税法の時価主義の下で適正な評価制度の在り方を検討するため、「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」を開催しています<sup>4</sup>。公表された資料によると、第1回会議は2026年4月20日に開催され、事務局から、現行の評価制度、会計検査院の指摘、評価額圧縮につながり得る事例、今後の検討の視点等について説明が行われました。また、5月11日には第2回会議が開催され、委員提出資料に基づく検討が行われています。

第1回会議の国税庁資料<sup>5</sup>では、見直しに当たっての視点として、以下の4つの方向性が示されています。

- 1) 会社規模や適用される評価方式の違いによって評価額に大きな乖離が生じ、非上場株式を取得する納税者間の公平性が損なわれ得る点にどう対応するか
- 2) 配当、利益、会社規模、株主の属性等の調整を通じて評価額を意図的に引き下げる余地を、評価制度の中でどのように抑制するか
- 3) 金利環境の変化や企業評価に関する実務・学術上の進展を踏まえ、継続企業としての収益力等を評価にどのように反映させるか
- 4) 第三者承継やM&Aの増加を踏まえ、税務上の評価方法と実際の企業価値評価の考え方をどのように接続するか

また、第1回会議の議事要旨<sup>6</sup>からは、上場会社の株価を基礎とする類似業種比準方式の合理性、継続企業を前提とする場合の純資産価額方式の位置付け、配当還元方式の還元率を見直した場合の従業員持株会や少数株主対応への影響など、実務上重要な論点について意見が交わされたことが読み取れます。さらに、客観的な時価評価の問題と、事業承継に伴う税負担をどのように調整するかという政策的な問題は、区別して議論すべきであるとの指摘もされています。

第2回会議の委員提出資料<sup>7</sup>では、主に以下の観点から、現行の評価方法を検討するための素材が示されています。

<sup>2</sup> 会計検査院「令和5年度決算検査報告 第4 相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について」(2024年11月)

<sup>3</sup> PwC 税理士法人 資産税ニュース「取引相場のない株式の評価方法の見直しに関する会計検査院の指摘」(2024年11月28日)

<sup>4</sup> 国税庁「『取引相場のない株式の評価に関する有識者会議』の開催について」(2026年4月16日)

<sup>5</sup> 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第1回)」(2026年4月20日)

<sup>6</sup> 国税庁「第1回 取引相場のない株式の評価に関する有識者会議 議事要旨」(2026年4月20日)

<sup>7</sup> 国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第2回)」(2026年5月11日)

- 1) 税法の観点：時価評価の原則を確認しつつ、通達評価額が実際の取引価格等を大きく下回る場合があること、さらには、非上場株式については事業承継の観点から評価額が抑えられてきた面があること
- 2) 会社法の観点：裁判所による非公開株式の価格決定において DCF 法や収益還元法が用いられる例が多く、純資産価額方式は下支えとして位置付けられることが多いこと。また、所有と経営の分離の有無という観点から、上場会社の市場価格を基礎として非上場会社の株式価値を推認することの合理性が乏しいこと
- 3) M&A 実務の観点：中小企業等の M&A では、類似業種比準法を用いることは適当ではないとされ、時価純資産価額に営業権を考慮する方法が多いこと

もっとも、現時点では具体的な改正内容が示されているわけではなく、現行の各評価方式の評価や、今後の評価制度の見直しの方向性について、各委員の専門的な見地に基づく意見を求める段階にあります。今後は、評価の公平性、制度の予測可能性、事業承継や資本政策への影響をどのように調整するかが、議論の中心的な課題になると考えられます。

### 3. 実務に与える影響

一部報道では、2027 年度税制改正大綱において見直しの方針が示された後、パブリックコメントや評価通達の改正を経て、2028 年 1 月から新たな評価ルールが適用される可能性があるかとされています。もっとも、現時点では具体的な改正案や適用時期が公表されているわけではないため、今後の有識者会議における議論や国税庁からの公表内容を継続的に確認する必要があります。

実務上でまず留意すべき点は、非上場株式の評価額に与える影響です。今回の見直しは、評価方式間の乖離や、会社規模によって評価額に相対的な不均衡が生じ得るとの問題意識を背景としています。特にファミリービジネスの事業承継・資本政策は、類似業種比準方式や配当還元方式を前提としてきた背景があり、改正内容次第ではあるものの、従来想定していた評価水準や税負担の前提を再検討する必要が生じる可能性があります。

次に、既に検討中または実行途中の承継・資本政策については、改正前後のタイミングだけでなく、取引の目的、経済合理性、株主構成や議決権設計の変更の有無などを含めて、総則 6 項の適用リスクも踏まえた検討が必要となります。第 1 回資料では、恣意的な会社規模の変更、利益操作、資本移転による純資産の圧縮、株主構成等の操作による租税回避スキームへの対応が問題として示されているため、個別施策の目的、経済合理性および全体設計を改めて点検しておくことが重要です。

また、今回の議論は、相続税・贈与税における申告実務だけでなく、非上場株式の「税務上の時価」を前提とする取引実務にも影響し得ます。例えば、オーナーファミリー内外での株式移転、役職員・持株会との株式取引、グループ内の資本再編、役職員向けインセンティブとしての株式・新株予約権の設計などについては、改正後の評価実務を踏まえた再確認が必要となる可能性があります。評価通達を参照する既存の実務運用が今後どのように整理されるかも、引き続き確認すべき論点です。

さらに、評価水準が変動する場合、特に評価額が上昇する場合には、事業承継の円滑化に与える影響にも留意が必要です。第 1 回会議の議事要旨では、非上場会社では所有と経営が分離されていないことが多く、株主個人に対する相続税課税が企業経営を阻害しかねないとの指摘や、客観的な時価評価の問題と事業承継に伴う税負担の在り方は分けて議論すべきであるとの指摘もされています。そのため、評価制度の見直しとあわせて、事業承継税制その他の支援措置の在り方がどのように整理されるかも、企業オーナーにとって重要な確認事項となります。

事業承継や相続を中長期的に見据えている企業オーナーにおいては、制度改正の動向を注視するとともに、現行の評価方式を前提とした承継計画、次世代への株式移転、種類株式の活用、少数株主対応、持株会やストックオプションを含む役職員向けインセンティブ設計について、ファミリーガバナンスや経営権の安定確保の観点も踏まえ、改正リスクを織り込んだ検討を進めることが重要です。

## The takeaway

非上場株式評価を巡る今回の検討は、相続税・贈与税の申告実務にとどまらず、オーナーファミリーにおける事業承継、資本政策、グループ内取引、少数株主・持株会対応、役職員向けインセンティブ設計にも幅広く影響し得る重要なテーマです。

今後は、有識者会議の議論の動向と公表資料を確認しながら、既存の承継・資本政策に与える影響を早期に把握することが重要です。特に、現行の評価方式を前提として株式移転や組織再編を検討している場合には、評価額の変動リスクだけでなく、総則 6 項の適用可能性や取引全体の経済合理性も含めて、慎重に検討する必要があります。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

望月 文太

パートナー

山内 良

シニア マネージャー

齋藤 大志

パートナー

深田 かおり

パートナー

塩谷 洋子

シニア マネージャー

西尾 結

パートナー

林 雄高

パートナー

佐々木 真美

### 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

### ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

### e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務における生成 AI などの最新テクノロジーの活用を含め、幅広い税務コンサルティングを PwC グローバルネットワークと連携しながら提供しています。税務の専門性とテクノロジーを融合させ、経営課題の解決に資するビジネスパートナーとして、企業を包括的に支援することを目指します。

PwC は、クライアントが複雑性を競争優位性へと転換できるよう、信頼の構築と変革を支援します。私たちは、テクノロジーを駆使し、人材を重視したネットワークとして、世界 137 の国と地域に 364,000 人以上のスタッフを擁しています。監査・保証、税務・法務、アドバイザリーサービスなど、多岐にわたる分野で、クライアントが変革の推進力を生み出し、加速し、維持できるよう支援します。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2026 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.